

經濟論叢

第139卷 第4・5号

生成期のマーケティング論(上)	近藤文男	1
電電公社民有化会計の経済的帰結(2・完)	醍醐聰	20
多国籍企業の地理的展開における 研究活動の役割	ジャンカルロ・ノンニス	35
12月危機とシャハト	山中浩司	53
修正寄与率についての一試論	橋本勝	69

書評

David Reisman, <i>The Economics of Alfred Marshall</i> , Macmillan, 1986.	根井雅弘	83
--	------	----

昭和62年4・5月

京都大學經濟學會

電電公社民有化会計の経済的帰結 (2・完)

—設備負担金の処理を中心に—

醍 醐 聰

V 設備負担金＝資本（準備）金化の経済的帰結（1）

—政府に帰属する新会社株式売却収入の多寡への影響—

前節での考察をつうじて、旧日本電信電話公社—以下旧公社という—の設備負担金を構成したいずれの項目（設備費負担金，線路設備費，設備料）も旧公社からみると，さもなければ料金原価に算入されて，以後新旧加入者の共同負担になったはずの新規の架設工事原価の一部を，当の工事を要した新規加入者に加入申込時に一括して負担させた対価の前受，前受収益に相当するものであったことが明らかになったと思う。とすれば，設備負担金のこのような性格を無理解のまま，それを民有化に至るまで一貫して資本剰余金として処理し続け，民有化に際しても利益説を採る商法，企業会計原則の適用あるいは圧縮記帳を容認した電気通信事業会計規則の適用をきわどいタイミングで回避して資本（準備）金化した旧公社ならびに日本電信電話株式会社—以下新会社という—の会計政策は諸利害関係者の経済的厚生にどのような影響を及ぼす（及ぼした）ことになるであろうか。

まず，設備負担金が資本剰余金として整理され，それを含んだ旧公社の簿価純資産に相当する現物出資額（ NAy 。ただし，退職給与引当金に振替えられた利益剰余金を控除した後の金額）の全額が新会社の側で資本金に組み入れられた場合と，設備負担金が民有化にあたって，電気通信事業会計規則第8条の定めに従って対応する資産の圧縮記帳に充てられ，設備負担金残高（ CCy ）を減額後の旧公社の簿価純資産に相当する現物出資額（ $NAy' = NAy - CCy$ 。た

だし、退職給与引当金に振替えられた利益剰余金については上と同じく控除の全額が新会社側において資本金に組み入れられた場合とを比較すると、前者のように設備負担金を資本化することの直接の効果は、後者の場合に比べて当の設備負担金相当分だけ現物出資額が増加するのに応じて、その対価として旧公社の出資者たる政府に交付される新会社株式数が増加するという点にある。

すなわち、後者の場合に政府に交付される新会社株式数 (N_x') は

$$N_x' = \frac{NAy'}{P_x} = \frac{NAy - CCy}{P_x} = 15,464,960$$

P_x : 新会社株式の額面金額 (5万円)

となるのに対し、前者の場合に政府に交付される新会社株式数 (N_x) は

$$N_x = \frac{NAy}{P_x} = 66,521,520$$

となり、その数は約4.3倍に膨れ上がる計算になる。

したがって、仮に政府が日本電信電話株式会社法第4条第2項の定めに従って売却可能限度数いっぱい（発行済株式総数の3分の2、すなわち44,347,680株）の新会社株式を一般に公開するとした場合、公開価格が旧公社の自己資本簿価/44,347,680 (=117,565円) を超えさえすれば、（また、退職給与引当金に振替えられた利益剰余金を控除していうと、約79,626円を超えさえすれば）政府は旧公社の出資者たる法的地位にもとづいて、（とはいえ、それは何度も指摘するように、総資産のわずか0.2%、自己資本の0.4%にも満たない僅少の出資額を根拠にしたものではあるが）2兆5000億円にものぼる設備負担金を含めた旧公社の自己資本全額を回収することができたわけである。むろん、こうして株式数が増えれば、当然のことながら、新会社の1株当たり業績指標（1株当たり純利益等）はそれに反比例して低下するから、新会社の株式市価がこれら1株当たり会計データに即座に正確に反応するとすれば、政府保有の新会社株式の市価総額、つまり、政府が新会社株式の売却をうじて獲得しうる代価総額は、設備負担金の会計処理いかんで大きく変化する旧公社から新会社への

現物出資額の多寡、そしてそれに裏付けされて変動する政府への交付新会社株式数の多寡に左右されることはない。

しかし、現実の株価はもともとこのような過去の会計データのみに単純に直線的に反応して変動するわけではない。また、一般に業績見通しに不確実性が大きい新規公開（上場）企業の公開価格の予測に際しては、しばしば、既存の市場平均データ（市場平均株価収益率や市場平均株価純資産倍率）あるいは類似会社のデータが係数として用いられている。げんに、ここでの新会社株式の入札価格の予測にあたっても多く機関投資家は類似会社比準価額方式（新規上場企業の公開価格を、同じ業種に属する規模や収益力の類似した企業のいくつかの財務データとの比をもとに割り出す方式）を用いたといわれている²⁷⁾。そこでいま、新会社株式の実際の売り出し価格119万円とちょうど一致する公開妥当値を生み出した東京電力比準方式²⁸⁾、

$$MV_x = MP_k \times \frac{1}{3} \left(\frac{A_x}{A_k} + \frac{B_x}{B_k} + \frac{C_x}{C_k} \right) \dots\dots\dots (1)$$

x : 評価会社（新会社） k : 類似会社（東京電力）
 MP_k : 類似会社株価 MV_k : 評価会社株式の公開妥当値
 A : 1株当たり配当 B : 1株当たり利益
 C : 1株当たり純資産

という計算式²⁷⁾にもとづいて新会社株式の公開妥当値を求めるとすると、設備負担金全額が現物出資額に含められ、新会社の側で資本金化された場合のそれ(MV_x)は

27) 「日本経済新聞」1986年10月1日。

28) むろん、当の「日本経済新聞」記事でも紹介されているように、この年（1986年）に入って、新会社（NTT）の株式公開を逆に材料にして2.7倍も急伸した東京電力株と比準するのが果たして妥当かどうか、また、情報通信産業への進出を計画しているにすぎない段階の東京電力が果たして新会社（NTT）の類似会社にあたるのかなど、この方式の仮定自体に疑問があることは否めないが、ここでは、結果として東京電力を類似会社とした類似会社比準価額方式にもとづく新会社株式の公開妥当値が実際の公開価格と一致した点に着目して、民有化の際の設備負担金の会計処理のいかんで政府に交付される新会社株式数と新会社株式の公開価格がどう変化するか、したがってまた、政府に帰属する新会社株式売却収入がどれほど変化するかを、この方式を用いて試算してみようというわけである。

$$MV_x = 81.6 \times \frac{1}{3} \left(\frac{5}{5} + \frac{2.1}{9.9} + \frac{52.1}{87.4} \right) = 49.2 \text{ (万円)} \dots\dots\dots (2)$$

となり、圧縮記帳をした場合の値、すなわち、

$$MV_x' = 81.6 \times \frac{1}{3} \left(\frac{5}{5} + \frac{14.6}{9.9} + \frac{64.7}{87.4} \right) = 87.4 \text{ (万円)} \dots\dots\dots (3)$$

に比べて、かなり落ち込みはするが、その割合は交付株式数の増加割合 (N_x/N_x') と比べると、はるかに低位にとどまることになる。その結果、この類似会社比準価額方式のもとでは、設備負担金の圧縮記帳処理を想定した場合の政府保有の新会社株式の公開値試算総額 ($MV_x' \times N_x'$) は、約13兆5164億円となるのにたいし、設備負担金全額が資本金化されると想定した場合のそれ ($MV_x \times N_x$) は約32兆7286億円となり、約2.4倍の開きが生じることになる。

しかしながら、げんに推移した事態は以上の仮定とは著しく違っており、前稿Ⅲ節で示したように旧公社からの現物出資額約3兆3260億円のうち新会社の資本金に組み入れられたのは7800億円にすぎず、残りの約2兆5460億円は株式払込剰余金(資本準備金)とされた。その結果、政府に交付された新会社株式数 (N_x'') は15,600,000株にとどまった。これは設備負担金を資本剰余金と処理して現物出資額に含めた場合の交付株式数の上限 (N_x) の1/4弱にすぎず、設備負担金を圧縮記帳処理した場合の交付株式数 (N_x') にほぼ等しい。反面、こうした現実の条件を東京電力を類似会社とした先の類似会社比準価額方式の計算式にあてはめて新会社株式の公開妥当値 (MV_x'') を求めると、

$$MV'' = 81.6 \times \frac{1}{3} \left(\frac{5}{5} + \frac{9.01}{9.9} + \frac{205.9}{87.4} \right) = 121 \text{ (万円)} \dots\dots\dots (4)$$

となり、げんに成立した新会社株式の公開価格とほぼ同じ高値となる。これにより政府は市価総額で約18兆8760億円の株式を保有することとなり、そのうちの3分の2を売却するだけでも旧公社における簿価持分(自己資本簿価)を回収してさらに7兆3700億円に達するキャピタル・ゲインを得ることができるわけである。

このようにみてくると、旧公社の民有化はその会計処理のあり方がどうであ

れ、旧公社における市場性を欠いた政府持分を、その簿価をはるかに超える市価が成立する擬制資本に転換し、当の政府持分に市場性、換金性を付与する経済効果をもたらすものであったことはまちがいない。

そのうえでなお、民有化にあたっての会計、特に設備負担金＝資本（準備）金化の意味を問うとすれば、それは上記(3)(4)式の比較からもわかるように、さもなければ圧縮記帳処理によって結果されたはずの1株当たり純資産の激減を避け、この1株当たり会計データのうえで類似会社に格差をつけて新会社株式の公開妥当値を高める役割を果たしたということであろう。

VI 設備負担金＝資本（準備）金化の経済的帰結（2）

——新会社の料金形成への影響——

民有化後の電気通信事業がどのような料金決定方式を採用するかは、現段階では明らかではないが、少なくとも当分、この分野における新会社の独占的地位に大きな変化がないかぎり、大枠としては他の公益事業に準じたレート・ベース方式、すなわち、事業用資産に一定の報酬率を乗じて算出される事業報酬額を事業費用に加算して得られる額を料金原価とみなす方式に落ち着く公算が大きいと考えられる。

事実、それまで明らかにされていなかったわが国の電気通信サービスの料金決定原則を検討するため、1981年11月に発足した郵政省電気通信料金問題調査研究会（座長 伊東光晴教授）が1983年6月にとりまとめた報告書「電気通信サービスの料金の在り方に関する研究」でも、「電気通信事業における料金水準の決定においては、能率的な経営の下における事業費用に事業報酬を加えた総括原価方式を採用することとする。」²⁹⁾「この場合、事業報酬の算定にあたっては、……事業に投下された資産に一定の報酬率を乗じて事業報酬額を定める……レート・ベース方式を採用することとする。」³⁰⁾との見解が示されている。

29) 30) 電気通信料金問題調査研究会『電気通信サービスの料金の在り方に関する研究』1983年、9ページ。

そして、「本報告書では、現行の電気通信事業における経営形態〔つまり、公社形態〕を前提として料金決定の在り方を論じているが、経営形態のいかんを問わず、電気通信サービスが独占的に供給される限り、ここでの論旨は基本的には適用しうるものと考える」³¹⁾との指摘は、民有化後の電気通信事業にもレポート・ベース方式を適用しうるという見通しを当調査研究会がもっていることを物語っている。

そうであれば、新会社が、今後受け入れる工事負担金は電気通信事業会計規則第8条に従って圧縮記帳するものの、民有化の時点での旧公社の設備負担金残高約2兆5000億円については、同規則の適用を未然に回避して資本（準備）金化したことは二重の意味で民有化後の電気通信サービス料金を不当に押し上げる可能性をはらんでいるといわなくてはならない。

ひとつは、別途特別な考慮が払われないかぎり、旧設備負担金相当の有形固定資産原価も、それ以外の原価部分と同様に要回収原価とみなされ、その減価償却費がそれ以外の償却性資産の減価償却費部分と無差別に料金原価算定上の事業費用に算入されるため、新規加入者からすれば、設備負担金で事前に負担したはずの原価を再度料金をつうじて負担するという二重負担を強いられる結果になるという点である。これにたいし、圧縮記帳法が適用されれば、設備負担金相当分だけ要回収原価が圧縮され、それに応じて事業費用に算入される減価償却費も引き下げられるので、そうした不合理な原価の二重負担はおこりえない。また、前受収益法が採用されたとすれば、設備負担金課金対象資産の原価は負担金相当分だけ圧縮されることなく、総原価（旧公社における簿価）のまま新会社に承継されることになり、設備負担金に見合う有形固定資産原価の減価償却費部分も損益計算上の費用要素としては他の減価償却費部分と区別なく計上されることになる。しかし、このことが、設備負担金に見合う資産原価の減価償却額を料金原価にも算入することを同時に意味するかといえ、決してそうではない。なぜなら、本来、減価償却には損益計算上の費用要素、貸借

31) 同上書、2ページ。

対照表上の評価要素、価格形成上の原価要素、さらに企業財務上の金融要素といった多重の要素が含まれている。そして、設備負担金を維持すべき資本の受け入れと解する見地からすれば、設備負担金に見合う資産原価の減価償却額をも料金原価要素とすることをつうじて獲得される負担金相当の資金を費用要素としての減価償却の実施をつうじて内部留保し、負担金対象資産の取替資金（金融要素）として用いることが当然に予定されている。したがってそこでは、料金原価要素、費用要素、金融要素としての減価償却は一体不可分の関係にあるといえる。しかし、設備負担金を、料金外での一定の工事原価の一括事前補償とみる前受収益説の見地からすれば、保有資産の減価の事実を損益計算に反映させるための費用要素としての減価償却を実施するのは当然としても、設備負担金相当の資産原価については原価（回収）要素としての減価償却を実施することはありえない。

設備負担金＝資本（準備）金化がレート・ベース方式の料金に及ぼすまいひとつの、そしてより劇的な影響は、それがレート・ベースたる事業資産簿価を圧縮記帳法の場合に比べて著しく膨張させることをつうじて、料金原価要素としての事業報酬を著しく押し上げる作用をするという点である。ただ、この点につき、前記の電気通信料金問題調査研究会報告は、レート・ベースの1部としての「固定資産の評価は、取得価額に基づいた帳簿価額による」³²⁾としながらも、そのままでは、加入者から徴収した設備負担金相当の投資額にも料金をつうじてさらに加入者に事業報酬を要求する形になるのをためらってか、「自己資本のうち設備負担金は設備拡張のために加入者から拠出された資本ではあるが、その特異な性格を考慮すると、設備負担金に対する料金算定上の〔事業報酬率として用いられる〕利益率は資本金や利益剰余金に対するそれよりも低いものでよいであろう」³³⁾と提言している。しかし、設備負担金はいったいいかなる意味で「特異な性格の拠出資本」であるのかについてはなんら論証も実

32) 同上書、11ページ。

33) 同上書、16ページ。

証もされていない。むしろ、もともと株主権に準じた利益分配請求権がその拠出者に付与されるわけではない設備負担金をも拠出資本の一種と観念して、低率とはいえそれにも事業報酬を認めることは、加入者にたいし、自らが負担した投下資本につき、さらに他者(株主)に帰属する報酬の負担を求めるに等しい³⁴⁾。

なお、報告書は、今回の電気通信サービスの料金決定原則の提言にあたっては、「我が国の公益事業や諸外国の電気通信事業における料金決定方式を踏まえ」³⁵⁾たと断っているが、わが国の電気通信事業の料金決定につきレート・ベース方式を採用するとすれば、まさに決定的な意味をもつ設備負担金の取り扱いに関していうなら、報告書のこの自認は根本的に訂正されなくてはならない。というのも、公益事業の料金決定原則として早くからレート・ベース方式を

34) この点で筆者は吉田寛氏の次のような見解、すなわち、「工事負担金を資本剰余金とみる見解に、これを消費者拠出資本とする立場があるが、拠出資本であるとするためには、拠出者に対する資本参加権を制度上保障する措置がともなわなければならないはずである。しかし現実においてはそのような制度上の措置はないのであるから、工事負担金を拠出資本とみることではできない。」(吉田寛「公営公益事業における工事負担金」『公益事業研究』第30巻第3号、1979年3月、108～109ページ。)「工事負担金は、この負担金の対象となる事業用役の提供より受ける利益に対し、受益者である最終消費者が『料金』とは別に、間接的に負担する『代価』である。……そこには資本拠出の『契約』は存在しないし、資本拠出者としての『持分権』も認められていない。存在すると期待されるものは、用役に対する『受益権』のみである。」(同上論文、109ページ)という見解に同意する。

しかし、これに続く同氏の次のような見解、すなわち、「需要者はこの負担金を価格のなかに含めて支払うことによって、公益事業サービスを受ける権利を買ったのであるから、この工事負担金を資本的支出の財源として維持することを要求する社会的権利を持っている。」(同上論文、111ページ。)そこで、「工事負担金の維持を経理上保障せしめる最も確実な方法は、公営公益事業についてみれば、工事負担金の自己資本組入である。地方公営企業法においては、利益剰余金の自己資本組入制度が認められているのでこれを活用することができる。」(同上論文、111ページ。)との見解には根本的に同意できない。そのおかげは、「需要者の社会的権利」の实在性は問わないとしても、同氏が活用すべしという地方公営企業法施行令第25条の組入(造成)資本制度自体を筆者は不合理なものとして理解しているからである。(この点は本稿の主題とはずれるので、詳しくは、醍醐聡『公企業会計の研究』1981年、第5章を参照いただきたい。)また、この組入(造成)資本制度を採用したとすれば、吉田氏自身も認める次のような矛盾、つまり、変形的対価(収益)として受け入れたはずの工事負担金が原則として取り崩し不可能な資本剰余金として累積する反面で、多くの公営企業が多額の欠損を計上するという矛盾は解消するどころか、工事負担金が資本剰余金以上に取り崩し困難な資本金に凍結される反面で、「赤字が料金値上げにそのまま反映される」(同上論文、106ページ)という矛盾に置き換わるにすぎない。

35) 電気通信料金問題調査研究会、前掲書、1ページ。

採用してきたアメリカでは、既に1930、40年代にいくつかの州の公益事業規制委員会が今日いうところの圧縮記帳法（ニューヨーク州）あるいは前受収益法（オレゴン州）を指示しており、ウィスコンシン州公益事業委員会は1933年の時点で需要者工事拠出金を減価償却引当金に準じてレート・ベースから控除することを指示している³⁶⁾。そして、筆者の手元にあるアメリカ連邦動力委員会編『連邦・州公益事業委員会の管轄権と規制』1973年版によると、拠出者への返還を要しなくなった工事負担金と建設助成金とを包括した「工事助成金」（contribution in aid of construction）の会計処理につき規制権限をもつ15の州の公益事業規制機関のうち、5つの州機関が直接法または間接法による圧縮記帳を指示し、1つの州機関は剰余金勘定への振替を、また1つの州は圧縮記帳か剰余金勘定への振替かいずれかの処理を指示している。さらに、助成対象資産の除却時に減価償却引当金勘定へ振替えるよう指示した州が1、設備の耐用年数にわたって漸次設備勘定と相殺するものとした州が2となっていて、工事助成金を減価償却費の事前の補償と捉える見方が多いことを示唆している³⁷⁾。そして、おそらくはこうした会計上での工事助成金の性格理解を反映して、レート・ベースを決定する権限をもつ45の州規制機関のうち、少なくとも13の州機関は工事負担金または工事助成金をレート・ベースから除外するよう命じている³⁸⁾。

こうした取り扱いには連邦規制機関においても同様である。例えば、連邦通信委員会も工事助成金を設備勘定に直接貸記する圧縮記帳法（直接法）を指示し

36) これらについては、酸醐 前掲書、133ページを参照いただきたい。

37) U. S. Federal Power Commission, *Federal and State Commission Jurisdiction and Regulation of Electric, Gas, and Telephone Utilities*, 1973, pp. 61-62a.

38) U. S. Federal Power Commission, *op. cit.*, pp. 26-29.

これ以外の州も含め、一般にアメリカでは、「需要者【工事】前払金、【工事】助成金、受贈固定資産は料金決定にあたっては同じ取り扱いがなされている。つまり、規制委員会はレート・ベース算定の際、これら【を財源として取得された】固定資産を除外する」（James E. Suelflow, *Public Utility Accounting: Theory and Application*, 1973, pp. 183~184.）のが通例であった。なお、Robert L. Hahne, Gregory E. Aliff, and Deloitte Haskins & Sells, *Accounting for Public Utilities*, 1984, p. 4-30 をも参照。

ており³⁹⁾、連邦動力委員会も1973年8月22日の行政命令第490号で返還不要となった需要者工事前払金残高を、従来のように工事助成金を経由することなく、連邦通信委員会の場合と同様、直接設備勘定の圧縮に充てるよう指示している。連邦動力委員会がこのような結論に達したわけは、工事助成金を他勘定へ振替不可の貸方項目として繰延べ続けると、わが国の旧公社の例がまさにそうであったように、この科目が累増の一途をたどり、当該公益企業の業績に関する利害関係者の判断を惑わしかねないことを考慮したことにもよるが、それにもまして、「株主の抛出によるものでない〔負担金相当の〕投資額を〔原価要素としての〕減価償却をつうじて需要者の負担で回収するのは公平とは思われな」⁴⁰⁾いと判断したからであった。

このような判断は、工事負担金に見合う有形固定資産の減価償却費を料金原価要素としての事業費用から除外する論拠となったばかりでなく、多くの州の公益事業規制機関により、工事負担金に見合う有形固定資産原価をレート・ベースから除外する論拠ともされてきた。例えば、ニューヨーク州公益事業委員会は1969年1月1日に電気事業会社（A、B種）の統一勘定体系を改訂し、そのなかで返還不要となった需要者工事前払金（Customers advances for construction）残高を電気設備勘定に貸記するよう定めたが、「それ以前にも、需要者の抛出額による固定資産への投資につき需要者が報酬を支払ったりすることがないよう、需要者抛出金で購入された固定資産を区分〔経理〕することが命じられていた」⁴¹⁾また、近年の『公益事業隔週誌』（Public Utilities Fortnightly）で紹介された需要者抛出金をめぐる最近の係争事件を手掛かりにして、他の州規制機関のこの問題に関する見解を摘記すると以下のとおりである。

事業報酬を要求しうる「勘定のカテゴリーとは明らかに投資者供給資金であった。当委員会の見解によれば、会社は無コストで、需要者が提供した

39) U. S. Federal Power Commission, *op. cit.*, p. 61.

40) U. S. Federal Power Commission, Miscellaneous Amendments (Docket No. R-430, Order No. 490, August 22, 1973) [U. S.] *Federal Register*, Vol. 38, No. 167, 1973, p. 23331.

41) Suelflow, *op. cit.*, p. 186.

〔資金で取得した資産原価をもレート・ベースに含め、その〕レート・ベース項目にたいし報酬を支払うよう需要者に要求するのは不公正である。〕(アリゾナ州委員会。8 PUR 4th 547)⁴²⁾

「かかる額(需要者手付金—醍醐)を〔レート・ベースから〕控除しないということは、需要者が自ら会社に供給した資金にたいして報酬をあてがわねばならないということの意味する。」(マサチューセッツ州公益事業局。11 PUR 4th 270)⁴³⁾

サウス・セントラル・ベル電話「会社側証人は、資金の源泉(つまり、需要者の拠出金であるという点—醍醐)はレート・ベースの要因においてはではなく、報酬率の要因において考慮すべきであると反論する証言を行った。……〔しかし〕委員会は、投資者以外の者が供給した資金で調達された投資部分にたいしては会社は報酬を收受すべきでないというのが我々の見地であると述べた。」(テネシー州委員会。22 PUR 4th 281)⁴⁴⁾

「この問題に係る記録を検討したうえでのオハイオ【州公益事業】委員会の見解は、需要者工事前払金分だけレート・ベースを減じることは適切である……というものであった。この点に関するオハイオ州の法規は、レート・ベースは公益事業会社が固定資産原価の全部又は1部を支弁すべく受け入れた額だけ減額されねばならないと定めている。当委員会によれば、需要者〔工事〕前払金は明らかにこの〔固定資産源資の〕カテゴリーに入るものである。当該法規は、公益事業への投資者は自らが供給したわけではない資金を源資とする固定資産にたいし報酬を稼得する権利を授けられてはいないという一般に受け入れられた原則を成文化したにすぎない。」(オハイオ州委員会。24 PUR 4th 261)⁴⁵⁾

42) "Recent Cases on Customer Contributions," *Public Utilities Fortnightly*, Vol. 99, No. 10, May 12, 1977, p. 48.

43) *Ibid.*, p. 49.

44) "Recent Cases on Customer Contributions," *Public Utilities Fortnightly*, Vol. 103, No. 4, February 15, 1979, p. 45.

45) *Ibid.*, p. 46.

次に、わが国で、レート・ベース方式の料金決定原則を採用している公益事業のうちで、工事負担金の取り扱いを明示した例としては1960年3月31日付の通産省公益事業局長通達「供給規程料金算定要領」があるが、そこでも工事負担金相当額は事業報酬の算定基礎となる真実かつ有効な事業資産への投資額からの除外項目の1つに掲げられている⁴⁶⁾。

このようにみえてくると、他の財源で賄われた投資額にたいする場合よりも低率とするにせよ、加入者が拠出した設備負担金についても事業報酬を認めた上記報告書の見解は、「我が国の公益事業や諸外国の電気通信事業における料金決定方式を踏まえ」たものであるとは到底いえず、むしろ、日・米、特にアメリカでの公益事業料金規制の大勢に逆行するものであるといわなくてはならない。電気通信料金問題調査研究会がアメリカの公益事業料金規制の場での需要者工事前払金の取り扱いについて多少とも調査・研究し、設備負担金の会計上の性格について、利用者拠出資本説に無批判的に追随することなく独自に論理的考察と沿革的検証を手掛けたならば、もともと株主権に準じる利益分配請求権が付帯するわけではない設備負担金相当の投下資本についてまで、当の負担金を拠出したわけではない株主に帰属する事業報酬を、当の負担金を拠出した加入者の負担する料金をつうじて確保するよう求めるという不公正な結論には至らなかったはずである。

VII 経済的帰結の予見をふまえた政策的提言

以上、V、VI節で考察した設備負担金＝資本（準備）金化の経済的帰結の予見をふまえると、筆者には不公正としか言いようがないそうした帰結が現実化するのを阻止あるいは極力抑制するために、今後の新会社の財務・料金政策に次のような規制を加えることが必要であると思われる。

ひとつは、旧設備負担金の大半を受け継ぐ形になっている新会社の資本準備

46) ここでは、西川義朗『公益企業の料金と財務』1980年の付録「資料4」として収録されている全文を参照。

金の今後の使途に関する規制である。旧会社の民有化の時点では、旧設備負担金残高 2 兆 5558 億円のうちの少なくとも 1 兆 7916 億円は新会社において資本金には組み入れされなかったから、設備負担金のこの部分は政府に交付される新会社株式の増加要因となっていない。したがって、このかぎりでは、正しくは前受収益としての性格をもち、旧会社からの現物出資額（旧会社の純資産）からは除外されてしかるべきであった設備負担金が、それを資本剰余金項目とみなしてきた旧会社時代の誤った会計方針にそって現物出資額に含められてしまった分だけ政府が過剰の新会社株式の交付にあずかり、その株式売却をつうじて政府が過剰の税外歳入を收受するという可能性までは、あえて汲み尽くされなかったといえる。

けれども、旧設備負担金を引き継ぐ形で新たに新会社の貸借対照表に計上された資本準備金が将来、商法第 293 条 3 の規定を運用して取締役会の決議で無償交付の源資とされ、資本金に組み入れされる可能性はなお残されている。そして、もし、この可能性が現実のものになるとすれば、無償交付による株式数の増加によっても新会社株式の現在の超高値が大きく崩れるとは思われなから、かつて加入者が抛出した設備負担金を資本剰余金として処理した旧会社時代の会計方針、そしてそれを事実上完結させた民有化の際の設備負担金＝資本（準備）金化は、ここに至って当該無償交付に充てられる分だけ今度は新会社株主に莫大なキャピタル・ゲインを帰属せしめる役割を果たす結果となるであろう。そのうえ、対額面資本金比率で株主にたいする配当責任が評価されるわが国の財務慣行のもとでは、かかる無償交付は、それによって新会社の資本金が増加する分だけ、その後の株主に増配をもたらすことにもなるであろう。こうした帰結は、たとえ商法上はなんの疑義もないとしても、商法適用以前の旧会社時代ならびに民有化の際の設備負担金に係る既述のような誤った処理に起因する加入者への過重な減価償却費負担、事業報酬負担と表裏の関係で生起するものであることは否めない。そうであれば、旧設備負担金を引き継いだ新会社の資本準備金を無償交付の形で株主に帰属せしめるのではなく、なんらかの

形でそれを加入者に還元する措置がとられてしかるべきであろう。

そこで、仮に、現行商法の枠内で実行可能な具体的措置を検討するとするならば、商法第293条3の規定を運用した無償交付を伴う資本準備金の資本組み入れは実施しないものとし、欠損填補目的にのみ当該資本準備金の取り崩しを許容することによって、単年度欠損を根拠にした料金引き上げを食い止める政策を提言することができるであろう。しかし、超優良企業の新会社が近い将来に欠損企業に転落することはありそうにないから、このような筋書きどおりに資本準備金が料金引き上げの緩衝帯として作用する見込みはほとんどない。

むしろ、旧設備負担金の効用をその拠出者たる加入者に、より確実かつ直接に還元させる方法としては、新会社の今後の料金形成の場で次のような2つの措置を講じることの方が有効であると思われる。ひとつは、旧設備負担金に対応する償却性資産の減価償却額を料金原価構成要素としての事業費用から除外するという措置である。その根拠は本稿VI節で既に論じたつもりなので再論しない。いまひとつは、近い将来に新会社がレート・ベース方式の料金決定原則を採用するとした場合に、旧設備負担金相当分だけレート・ベースを引き下げることによって、加入者にたいし、自らが負担した投下資本につき、さらに他者（株主）に帰属する事業報酬の負担をも求めるといった不公正な所得（負担）配分の実現を排除するということである。

民有化の時点で旧設備負担金が前受収益処理も圧縮記帳処理もされず、資本（準備）金化されてしまった現時点で、このような措置を求めることは、設備負担金をめぐる会計の論理と料金政策の論理の齟齬を意味することは否めない。しかし、本稿でのこれまでの考察に従うなら、かかる齟齬を生み出した責は旧公社時代の誤った会計の論理に帰せられなくてはならない。とすれば、そうした誤った会計の論理から生み出された会計情報が新会社の今後の料金形成に組み込まれて所得と負担の不公正な配分を拡大再生産することのないよう、過去の誤った会計の論理の遺産としての会計情報にとらわれない、所得と負担の公正な配分に配慮した料金政策の独自の論理を貫くことが肝要であろう。そして、

そのためには、さしたる論証も実証もないまま設備負担金を観念的に加入者拠出資本と理解してきた会計上の通説を清算し、設備負担金の本質が新規加入者による料金外での（割高な）架設工事原価の一括事前補償（対価の前払い）という点にあったことを認識することが不可欠の要件となるであろう。この意味で、わが国の電気通信事業における設備負担金の会計的性格をめぐる理論上の対立ならびに資本剰余金説に従った旧公社時代の設備負担金の会計処理の経済的影響は旧公社の私有化をもって終息したわけではなく、新会社の今後の財務・料金政策になおしばらくは影を落とし続けるであろう。また、設備負担金の会計処理の経済的影響をこのように私有化後の新会社の財務・料金政策との関わりにおいて追跡することは、企業再編成に係る会計基準、会計情報と利害関係者の経済的厚生との緊張関係を鮮明に例証する意味からも有意義であろう。

（本稿は昭和61年度文部省科学研究費一般研究〔C〕にもとづく研究成果の一部である。）

前稿（第139巻第2・3号）の訂正

2ページ5行目から7行目

- 誤 「さもなければ旧企業の株主が失って、あるいは当該増価を旧企業が計上した累積欠損の補填に充てることによったはずの持分（払込資本、留保利益）を温存する……」
- 正 「あるいは当該増価を旧企業が計上した累積欠損の補填に充てることによって、さもなければ旧企業の株主が失ったはずの持分（払込資本、留保利益）を温存する……」